

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

障がいのある人もない人もひとりの人間として人権が尊重され、一人ひとりが望む生活を主体的に選択できる社会づくりが必要です。

このことは、障がいのある人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、人々が自分らしい生き方を選択でき、相互に個性を尊重し合いながら、身近な地域で支え合い・助け合いながら、生活していく社会を実現していくことです。

一方で、これからのまちづくりの方向として、一人ひとりのさまざまな特性、多様性を認め合い、お互いに尊重し合いながら、誰でも安心して快適に過ごすことが当たり前になる社会「ユニバーサル社会（ユニバーサルデザイン[※]の考え方を基本とする社会）」が総合的な考え方としてあります。「ユニバーサル社会」を実現するために、「バリアフリー」が前提となり、それに向けた「リハビリテーション」や「ノーマライゼーション」の考え方の定着や進展が必要になってきます。誰もが社会に参加し自由に行動することで、それぞれの個性を表すことができ、それを活かすことによって独自の地域づくりにつながっていくと考えられます。

こうした視点に立ち、本計画では障がいのあるなしに関わらず、すべての人がそれぞれの望む生活や自主的に参加していける社会をつくり、住み慣れた地域でこれからも暮らしていけるようなまちをめざすため、計画の基本理念を以下のように定めます。

すべての人[※]が自分らしく[※]暮らしていけるまち[※]

※ユニバーサルデザインとは、年齢、性別や障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全・安心で利用しやすいように製品や建造物、生活空間、サービスなどをデザインすることとそのプロセスをさします。

※「すべての人」は、障がいがあってもできるだけ障がいのない人と同じように社会参加していけることを意味しています。

※「自分らしく」は、人それぞれによって障がいの程度が異なり、できることにも違いが生じることから、それぞれが持てる力を最大限に活かすことを意味しています。

※「暮らしていけるまち」は、障がいがある人も不自由なく行動できることと、社会参加の促進を意味しています。

2. 計画の基本視点

(1) 理解と支え合いによる自立生活の実現

地域の中で、障がいのある人とない人が、お互いに理解し、助け合い、協力し合いながら生活する社会が求められています。

このため、すべての障がいのある人と、障がいのない人との相互理解と交流を深め、障がいのある人が地域の中で自立し、地域の人々とともに生活できるまちづくりが重要です。

(2) 協働による総合的かつ効果的な施策の推進

障がいのある人の障がいの状況や考え方は多様化しているため、それぞれのニーズに合った生活の支援が求められます。また、さまざまなサービスを連携をもちながら総合的に提供することが求められます。

このため、一人ひとりの状況に対応した総合的な支援が行えるような仕組みづくりが重要です。

(3) 障がいのある人の主体性、自立性の確立

障がいの状態や障がいのある人を取り巻く環境などに応じて、さまざまな形や場合があり、主体的に地域の中で自分らしく生きるためには、障がいのある人が社会に参加していく自立の視点が重要です。

(4) とともに暮らせる生活環境の充実

障がいのある人もない人もともに一人ひとりの尊厳や権利が尊重され、自立や社会参加を実現していくため、ユニバーサルデザインの考えにもとづいたまちづくりを推進し、すべての市民が生活しやすい環境づくりが重要です。

3. 地域生活移行と就労支援に関する目標数値の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の指針

平成 26 年度末までに、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者の 3 割以上が地域生活に移行することをめざすとともに、平成 26 年度末時点の施設入所者数を 1 割以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定する。

京田辺市における考え方

平成 17 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に、入所施設から地域生活へ移行した人は 5 名であり、うちケアホーム (CH) が 2 名、グループホーム (GH) が 0 名、残りの 3 名は家族等と同居となっています。

また、平成 23 年 4 月 1 日現在の入所施設利用者は 31 名であり、平成 17 年 10 月 1 日段階の 36 名から 5 名減となっています。

本市としては、今後も相談支援事業等を実施していく中で、引き続き地域生活移行への働きかけを行っていくとともに、各サービス提供事業者及び関係機関等と連携・協働し、取り組みを進めていきます。

■施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値目標	備考
平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数	36 人	平成 17 年 10 月 1 日現在入所者数
平成 26 年度末の目標値	32 人	
削減見込み	4 人	平成 26 年度末段階での削減見込み数 割合については削減見込み数を全入所者 で除した値
	11.1%	
地域生活への移行数	11 人	平成 17 年 10 月 1 日現在の全入所者のう ち、施設入所から GH・CH 等へ地域移行す る人の数 割合については削減見込み数を全入所者 で除した値
	30.6%	
平成 23 年 3 月 31 日までの地域移行者数	5 人	目標数値までの実施率：45.5%
平成 23 年 4 月 1 日現在入所者数	31 人	

(2) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針

平成 17 年度の一般就労への移行実績の4倍以上を目安として、平成 26 年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定する。

京田辺市における考え方

福祉施設から「就労移行支援」を通じて、企業（就労継続支援A型及び福祉工場の利用者となった人を除く。）へ就労した人、在宅就労した人、起業した人の合計数は、平成 20 年度、平成 21 年度、平成 22 年度ともに0名となっています。

第2期計画策定時、本市においては平成 21 年度から年度ごとに、1 人の一般就労移行を目標値としました。国では平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数の4倍を平成 26 年度の目標としており、本市においても国の目標に基づき、第3期計画においては、平成 26 年度に4名の移行を目標とします。

今後は一般就労の目標値の達成をめざし、各サービス提供事業者及び関係機関等と連携・協働しながら就労への継続的な支援体制の構築や働き続けられる環境づくりをめざします。

■福祉施設から一般就労への移行

項目	数値目標	考え方
平成 17 年 10 月 1 日時点の年間一般就労移行者数	1 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	4 人 4.0 倍	平成 26 年度において、福祉施設を退所し、一般就労へ移行する人の数 倍率